

御意見の表題	御意見・理由
健康被害情報の収集と医師の診断による情報の行政機関への提供	届出者等が健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限り。）を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを届出後の遵守事項として食品表示基準に明記するとありますが、あくまで届出者の情報発信に委ねる形になっており、今回の紅麴問題をめぐる当該製薬企業の対応が重大事故を招いた事実にも照らしても不十分です。行政機関でも必要な情報の収集を可能とし、公表し、届出者に適切な対応を義務づける基準を要望します。
新規の機能性関与成分への対応について	新規の機能性関与成分は、届出資料の確認段階で必要に応じて専門家の意見を聴くなど、慎重な対応をとることに賛成します。ただし、専門家が安全性や機能性に関して懸念を示した場合の対応が明確にされていません。このような場合、届出を受理して機能性表示食品として流通させることは不適切と考えます。厚生労働省からの健康被害リスクへの情報発信を行う旨、条文の追加を求めます。
その他要望として	今回の小林製薬による紅麴問題に関しては、消費者の生命と安全を軽んじたことが根底にあります。未だ事故原因に関する全容の究明がなされていません。消費者庁をはじめ国の関係機関がこの問題の原因究明や再発防止等の対策に関与することを求めます。その上で機能性表示食品の制度そのもののあり方について見直しを求めます。また、機能性表示食品が市場に流通する前段階における貴庁をはじめ国としての関与や健康被害が生じた場合の報告義務など届出者（事業者）任せの現行制度を根本から見直すことを求めます。常に消費者の声の反映を優先し、情報提供と啓発を推し進めるよう求めます。